

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 2 8 日

沖縄県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
障 害 福 祉 課
精神・障害保健課

災害救助法の適用を踏まえた被災した要援護障害者等への対応について

令和 7 年台風第 8 号に伴う災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。下記内容について改めて御了知いただくとともに、管内市区町村及び関係事業者等に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

記

目次

<自治体・事業者の方の対応関係について>

1. 状況・実態の把握と対応について	2
2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ	2
3. 障害福祉サービス等（施設入所支援等を除く。）の利用者に係る取扱い	3
4. 障害者等への相談支援の実施について	3
5. 就労継続支援の運営に関する取扱いについて	4

<要援護障害者等の方向け支援等について>

6. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について	4
7. 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について	4
8. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について	5
9. 被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について	5
10. 利用者負担の減免について	5
11. その他本件に関する疑義照会等について	6

1. 状況・実態の把握と対応について

災害により被災した、または災害が発生する恐れがあることで災害救助法の適用を受けた市区町村においては、避難所での避難生活が必要となった要援護障害者等、避難所に避難していない要援護障害者等に対して、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び障害福祉サービス等の円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。

- (1) 被災地等においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況も考えられますが、可能な限り早期に障害者等についての安否確認を行うとともに、課題の把握（アセスメント）を行い、必要な支援につなげることが重要です。

とりわけ、施設や自宅等から避難し、避難所等で生活する障害者等や被災地域で生活が続いている障害者等については、市町村と相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関等が連携して適切なサービス提供につながるよう配慮をお願いします。

- (2) 利用者が遠隔地等へ避難する場合においては、被災地と避難先の相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等が利用者の情報の共有や引継ぎをするなど、支援が切れ目なく円滑に提供されるよう、配慮をお願いします。

2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ

- (1) 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れて差し支えありません。

また、障害者支援施設等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう御留意下さい。

- (2) なお、避難先施設は、職員配置、設備等について、できる限り避難者及び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう御留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよ

う配慮をお願いします。

3. 障害福祉サービス等（施設入所支援等を除く。）の利用者に係る取扱い

- （１）居宅介護及び重度訪問介護等については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避難所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たっては、当該市区町村の判断で柔軟なサービス提供をお願いします。

- （２）生活介護等日中活動サービス又は宿泊型自立訓練若しくは共同生活援助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応をお願いします。

- （３）被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受入れなど、前記 2 の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とします。

4. 障害者等への相談支援の実施について

避難所等で生活する障害者等への相談支援の実施に当たっては、上記 1 の内容にも十分留意しつつ、市町村が相談支援事業者等と連携して行う障害者等についての安否確認等を踏まえ、その後の見守りや支援が実施されるように、計画相談支援事業を活用しつつ、必要となる訪問系サービス、日中活動系サービス、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置につなげるようお願いします。

- （１）サービス利用支援及び継続サービス利用支援について

避難所等における障害者等が障害福祉サービスを利用する場合に係るサービス利用支援や継続サービス利用支援については、計画相談支援給付費の支給対象となります。

(2) 運営基準等の柔軟な取扱い

計画相談支援の事業の基準については、今般の災害に係る被災状況に鑑み、被災地の避難者の受入れを行っている事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟に取り扱ってください。

例えば、モニタリングについて、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。また、機能強化型サービス利用支援費及び機能強化型継続サービス利用支援費並びに主任相談支援専門員配置加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能です。加えて、市町村が必要と認めた場合は、モニタリング実施月でない月に臨時のモニタリングを実施することが可能であり、当該臨時のモニタリングについては、取扱件数に含めないこととする取扱いが可能です。

5. 就労継続支援の運営に関する取扱いについて

被災地域の指定就労継続支援事業所は、生産活動収入の大幅な減少も予測されます。

災害救助法の適用市町村に指定就労継続支援事業所が所在する場合又は取引先企業が所在し、生産活動収入の減少が見込まれる場合には、工賃変動積立金や工賃変動積立資産を取り崩して賃金・工賃を補填し、利用者に支払うこととなりますが、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲内で賃金・工賃の支払いに自立支援給付を充てることも可能です。

6. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について

避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し支えありません。

7. 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

災害発生等により避難所等で生活する障害児者とそのご家族への支援に当たっては、【参考1】の避難所等における障害特性等に応じた配慮について改めてご了知いただくとともに、都道府県においては、管内の市区町村が災害救助法の適用を受けた場合等にあっては、同内容について管内市区町村や障害福祉関係機関等に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

8. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について

被災された視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について、具体的な方法や配慮等の例を【参考2】のとおり情報提供いたしますので、避難所等への周知等をお願いします。

なお、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願いします。

9. 被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について

発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えないことがありますが、その障害特性から他者とのコミュニケーションが不得手、働きかけに抵抗を示す、感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞き取れなかったり、大勢の人がいる環境にいることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。

つきましては、避難所等における発達障害者等への支援に関する留意事項について、【参考3】のとおり情報提供いたしますとともに、関連情報を発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーション内に設置）のウェブサイトにも掲載しておりますので、避難所等の支援に携わる職員や心のケアを担当する職員に対して周知を促すとともに、発達障害等の状況・ニーズの把握に努め、ボランティアや当事者団体、発達障害者支援センター等と連携を密にし、特段のご配慮をお願いいたします。

＜発達障害情報・支援センターウェブサイト＞

https://hattatsu.go.jp/special/disaster_support/

10. 利用者負担の減免について

（１） 被災のため障害福祉サービス必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第31条に基づき、市区町村の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。

（２） 自立支援医療については、平成18年3月31日付け障害保健福祉部長通知（障発0331006号）に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を

適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。

(3) 補装具費については、平成 19 年 3 月 27 日付け障害保健福祉部長通知（障発第 0327004 号）に基づき、被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給対象障害者等の負担を軽減することができます。

(4) 療養介護医療については、平成 19 年 4 月 4 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0404003 号）に基づき、被災した療養介護医療費支給対象障害者の所得状況等に応じて、適宜の方法により療養介護医療費支給対象障害者の負担を軽減することができます。

11. その他本件に関する疑義照会等について

疑義照会等については、障害保健福祉部内の下記の担当まで御連絡をお願いします。

【下記以外の内容に関する問い合わせ先】

企画課企画法令係

TEL : 03-3595-2389

Mail : shouki-hourei@mhlw.go.jp

【2 及び 10（4）に関する問い合わせ先】

障害福祉課福祉サービス係

TEL : 03-3595-2528

Mail : fukusa@mhlw.go.jp

【3 に関する問い合わせ先】

(1) について

障害福祉課訪問サービス係

TEL : 03-3595-2528

Mail : houmon@mhlw.go.jp

(2) について

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室地域移行支援係

TEL : 03-3595-2500

Mail : chiikifukusi@mhlw.go.jp

(3) について

障害福祉課福祉サービス係

TEL : 03-3595-2528

Mail : fukusa@mhlw.go.jp

【4に関する問い合わせ先】

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室相談支援係

TEL : 03-3595-2500

Mail : soudan-shien@mhlw.go.jp

【5に関する問い合わせ先】

障害福祉課就労支援係

TEL : 03-3595-2528

Mail : syuurou@mhlw.go.jp

【6及び8に関する問い合わせ先】

企画課自立支援振興室情報・意思疎通支援係

TEL : 03-3595-2097

Mail : hosougu@mhlw.go.jp

【6及び10（3）に関する問い合わせ先】

企画課自立支援振興室障害者支援機器係

TEL : 03-3595-2097

Mail : hosougu@mhlw.go.jp

【9に関する問い合わせ先】

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

TEL : 03-3595-2500

Mail : hattatsu@mhlw.go.jp

【10（1）に関するお問い合わせ先】

障害福祉課企画法令係

TEL:03-3595-2528

Mail : hourei-shougaiaa@mhlw.go.jp

【10（2）に関する問い合わせ先】

精神・障害保健課自立支援医療係

TEL : 03-3595-2307

Mail : jiritsuiryuu@mhlw.go.jp

常時介護や見守りが必要な重度障害児者のご家族への配慮

救援物資の配給

- 障害者本人の見守りが必要なため、家族が側を離れられず、救援物資を受け取れない等の事態が予想されるため、個別に救援物資を届ける等の配慮をお願いします。
- 障害者本人の代わりにヘルパーが配給の列に並んだ場合でも、救援物資を渡していただくよう配慮をお願いします。

ご家族を支える体制

- 障害者本人の見守りが必要なため、家族が側を離れられず、介助者自身の生活行為ができなかったり、親族の捜索にいけない事態が起こります。一時的に介助を交代できる支援体制についてご配慮をお願いします。

避難所等で生活する障害児者とその家族への支援

車いすを利用する人

- **長時間同じ姿勢でいると体に負担がかかる**
→ 車いすを降りてリラックスできるスペースの確保が必要です。
- **着替えやトイレのための移動が難しい**
→ 移動せずに着替えやトイレができるように、間仕切りなどを活用したプライバシーの確保に配慮してください。

身体障害者補助犬を使用する人

- **使用者と補助犬を分離せず受け入れた上で、周りの方々に補助犬に対する理解を促進**
→ 同伴を拒んではならないことが法律で決まっていることを周知し、理解を求めてください。

聴覚障害者

- **支援のためのニーズを把握**
→ 障害の程度（聞こえの状態など）は？
情報の取得方法（手話、文字、補聴器など）は？
- **文字等で必要な情報をしっかり伝達**
→ プラカードやホワイトボード等を使用した視覚的情報だけで分かるよう表示してください。

視覚障害者

- **支援のためのニーズの把握**
→ 障害の程度（全盲、弱視など）は？
情報の取得方法（点字、音声、拡大文字など）は？
- **音声で必要な情報をしっかり伝達**
→ 放送やハンドマイク等を使用して、音声情報だけで分かるような説明に配慮をお願いします。

避難所等で生活する障害児者とその家族への支援

知的障害児者

- **読み書きや計算に困難がある。言葉をうまく使うことができなかったり、理解がゆっくりだったり。複雑な会話や抽象的なことを理解することが苦手**
→たくさんの言葉を使わずにゆっくりと話したり、文字にはルビを振るなどの配慮をお願いします。

精神障害者

- **環境変化のストレスや服薬中断により病状悪化のリスクがある**
→丁寧に病状、服薬情報を聞き取り、医療機関、保健所等につなげる等の必要な支援への配慮をお願いします。

発達障害児者等

- **コミュニケーションが不得意な人が多く、初めて体験することへの戸惑いが大きい**
→指示は紙に書いたり、簡潔な言葉を使うよう配慮をお願いします。
- **不安が強くなるとパニック状態になることもある**
→本人をよく知る人を見つけて配慮の方法の確認をお願いします。
- **音や光、食べ物のおいなどに敏感で刺激に耐えられない**
→音を遮断するヘッドフォンやサングラス、マスクを使用できるようにしてください。

高次脳機能障害者

(事故などにより脳の機能に障害がある状態)

- **記憶障害や注意障害など外から判別しにくい症状がある**
→常に見守りが必要なケースもあるので、声かけや聞き取り等ご配慮をお願いします。

医療的ケアを必要とする人

○ 環境変化による発熱、呼吸状態の悪化等、体調変化を起こしやすい

- 医療機器（人工呼吸器・吸引器等）の電源の確保の配慮をお願いします。
- 経鼻経管栄養の場合、液体状の経管栄養剤の確保が必要となりますので、配慮をお願いします。
- 必要に応じて医療機関への入院や施設等への短期入所も活用していただくよう配慮をお願いします。

人工肛門・人工膀胱保有者

○プライバシーに十分配慮

- 人工肛門・人工膀胱保有者であることを周りに伝えていない方もいます。
同性の担当者が聞き取りに当たるなどプライバシーに十分配慮しながら、ニーズを把握するようにして下さい。
トイレにパウチを洗浄する設備がない場合には代替できる設備設置の配慮をお願いします。

エコノミークラス症候群の予防に

○ 狭い場所などで、長時間同じ姿勢をとっていると、エコノミークラス症候群を起こす可能性が高まる

- 避難所等で被災者への体操指導等を行う場合、知的障害、精神障害、発達障害をお持ちの人の中には集団での活動を苦手とする人がいますので、小集団での体操等の実施にもご配慮をお願いします。

避難所以外で生活している障害児者のご家族への配慮

（避難所以外で生活している障害児者等の把握について）

- 被災地域の自宅や自家用車の中で生活を送っている障害児者やそのご家族には、食料、生活用品の配給やその他の必要な支援の情報が届いていない可能性があります。このため、避難所以外で生活している障害児者等の把握に努めていただき、必要な支援や情報伝達を行えるようにお願いします。

（情報・意思疎通支援の対応について）

- 視覚・聴覚障害者に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要になります。避難状況等を踏まえ、日頃から支援に携わっている関係者間で連携して、本人や家族等に対し、点字や音声、文字等による被害状況等の提供、手話通訳者等の派遣等の情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・意思疎通支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認

被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。（「聞こえない人はいませんか？」など）
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。（「手話できます」「『耳マーク』の活用」など）

ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

・障害の程度（全盲・弱視など）や情報取得方法（点字・音声・拡大文字など）等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器など）等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携

避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、意思疎通支援者（遠隔による実施を含む。）、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。
・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の仮設。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有

食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「張り紙を見て下さい。」など）

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「1時の放送を聞いて下さい。」など）

機材・物品

共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
・テレビ（解説放送）
・乾電池（ラジオなど） 等

・テレビ（字幕・手話放送）
・ホワイトボード（設置型、携帯型）、モニター、電光掲示板等
・補聴器用電池 等

災害時の発達障害児・者支援について

被災地における、発達障害のある人やご家族の生活には、発達障害を知らない人には理解しにくいさまざまな困難があります。

そんなとき、発達障害児・者への対応について少しでも理解して対応できると、本人も周囲のみんなも助かります。

対応のコツ

★ 発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えないことがあります。対応にはコツが必要です。
コツの探し方：家族など本人の状態をよくわかっている人にかかわり方を確認しましょう。

こんな場合は…

■ **変化が苦手**な場合が多いので、不安から奇妙な行動をしたり、働きかけに強い抵抗を示すことがあります。

■ 感覚刺激

過敏：周囲が想像する以上に過敏なため、大勢の人がいる環境が苦痛で避難所の中にいられないことがあります。

鈍感：治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。

■ **話しことばを聞き取るのが苦手**だったり、困っていることを伝えられないことがあります。

■ **見通しの立たないことに強い不安**を示します。学校や職場などの休み、停電、テレビ番組の変更などで不安になります。

■ **危険な行為がわからない**ため、地盤のゆるいところなど危ない場所に行ってしまったたり、医療機器を触ってしまうことがあります。

このように対応…

● してほしいことを具体的に、おだやかな声で指示します。

例：○：「このシート（場所）に座ってください。」

×：「そっちへ行ってはダメ」

● スケジュールや場所の変更等を具体的に伝えます。

例 1：○：「〇〇（予定）はありません。□□をします。」

×：強引に手を引く

例 2：○：「〇〇は□□（場所）にあります。」

×：「ここにはない」とだけ言う

● 居場所を配慮します。

例：部屋の角や別室、テントの使用など、個別空間の保証

● 健康状態を工夫してチェックします。

例：ケガの有無など、本人の報告や訴えだけでなく、身体状況をひと通りよく見る。

● 説明の仕方を工夫します。

例：文字や絵、実物を使って目に見える形で説明する
一斉放送だけでなく、個別に声かける
簡潔に具体的に話しかける

例：○：お母さんはどこですか？

×：何か困っていませんか？

● 安定したリズムで日常が送れるように、当面の日課の提案や、空いた時間を過ごす活動の提示が必要です。

例：○：筆記具と紙、パズル、図鑑、ゲーム等の提供

○：チラシ配りや清掃などの簡単な作業の割り当て

×：何もしないで待たせる

● ほかに興味のある遊びや手伝いに誘う。

● 行ってはいけないところや触ってはいけない物がはっきりとわかるように「×」などの印をあらかじめ付ける。

ご家族のかたへ

★ 子どもは、他人に起こったことでも自分のことのように感じる場合があります。さらに発達障害がある場合には、想定以上の恐怖体験になってしまうこともあります。子どもには災害のテレビ映像などを見せずに、別のことで時間を過ごせるような工夫をすることが必要です。

★ 災害を経験した子どもは、災害前には自分ひとりでできていたこともしなくなったり、興奮しすぎてしまうことがあります。発達障害がある場合でも、基本的には子どもの甘えを受け入れてあげるのがよいでしょう。叱ったりせず、おだやかな言葉かけをしながら、少しずつ子どもが安心できるようにすることが大切です。

健康状態や心身の疲れを確認しましょう

からだ

★発達障害のある人は、体調不良やケガがあるにもかかわらず、本人自身も気づいていない場合があります。周囲が気づかずにそのまま放置すると、状態が悪化してしまう場合がありますので、ていねいな観察と聞き取りが必要です。

気づくための観察例

- ・息切れ、咳などが頻繁でないか。
- ・やけどや切り傷、打撲などがないか。
- ・着衣が濡れていても着替えないでいるか。

気づくための質問例

- ・いつもより寒くないですか？
- ・歩くときにふらふらしませんか？
- ・頭のこぶ、腕や足にケガがありませんか？
- ・服の着替えがありませんか？

ストレス

★なにげないことでも、発達障害のある人には日常生活に困難をきたすぐらい苦痛に感じる場合があります。そのためストレスの蓄積がより起きやすく、支援を優先的に考えなければならない場合があります。

気づくための観察例

- ・好き嫌いによる食べ残しが多くないか。
- ・配給のアナウンスがあっても、反応が遅かったり、どこに行っていかわからず困っていることがないか。
- ・耳ふさぎや目閉じなど、刺激が多いことで苦しそうな表情をしていないか。

気づくための質問例

- ・食べられない食材はありましたか？
- ・配給に並ぶ場所はわかりましたか？
- ・ほかの場所（避難所内外）へ移動したいという希望はありますか？

家族の状態を確認しましょう

家族へのサポート

★災害の影響で子どもと家族が離れられなくなる場合や、避難所の中で理解者が得られない場合などに、家族のストレスは高まります。本人の支援を一番長い時間担当する、家族のサポートを迅速に行うことは効率的といえます。

- 配給や買い物、役所や銀行などの手続きに行けずに困っている場合
- 水や食料、毛布などの配給時に、ずっと待ってられないで騒いでしまう子どもがいた場合

家族の代わりに子どもの相手をしたり、発達障害の特性を家族の了解のもとで周囲の人たちに説明していただくと、家族はたいへん助かります。

対応に協力してくれる人が周囲にいるか確認しましょう

協力者の確認

★発達障害のある人は、ひとりひとりの健康状態や、ストレスの蓄積につながる状況などがさまざま、対応方法が見つけにくい場合があります。個別的な配慮が必要になる場合は、周囲に本人をよく知っている人がいるか、その人は対応に協力してもらえそうかを確認しておく必要があります。